

リスト規制改正（7.25 及び 9.15 施行）に関する意見提出結果

2014年6月18日に公示された改正案につき、私から提出した意見7本の結果を記します。

1. 要約

意見要旨	結果
<p>【意見1】 貨物等省令2条の2第2項第二号 （発酵槽規制）</p> <p>使い捨て式装置規制に「容器」を追加 非使い捨て式装置規制に「容器収容装置」を追加</p>	却下（No.26）
<p>使い捨て式装置において、「今回輸出の装置は最大容量10L仕様だが、20L仕様容器後付でグレードアップ可能」な場合、20L容器は規制しなくてよいのか？</p>	装置本体が20L容器取付可能な構造なら、本体輸出時に規制する。20L容器は規制しないが、本体輸出時に所要の審査するので問題ない。（No.27）
<p>【意見2】 貨物等省令第9条第十三号ル（二） （レーダー規制）</p> <p>規制除外条件に「two dimensional 'marine radar' or 'vessel traffic service' radar であること」という要素を追記</p>	採用（回答 No.50）
<p>【意見3】 貨物等省令第9条第十三号ヲ（一） （レーダー規制）</p> <p>規制除外条件「衝突防止用のものであって、航空管制用又は航海用レーダーを除く」の書きぶりを規制条文に整合するよう修整</p>	採用（No.51）
<p>【意見4】 貨物等省令第11条第七号 （潜水艇用マニピレータ規制）</p> <p>条文中「又は改造された」の追加取りやめ</p>	採用（No.53）
<p>【意見5】 貨物等省令第15条第1項第二号 （核関連技術規制）</p> <p>条文中「若しくは変更された」の追加取りやめ</p>	採用（No.55）
<p>【意見6】 輸出令別表第2の35の3項 （ロッテルダム条約品などの有害物質規制）</p> <p>規制趣旨（ロ条約との整合性）と改正条文の対応関係の解説要望</p>	検討する（No.8）
<p>【意見7】 輸出令別表第2の42項 （麻薬規制）</p> <p>輸出令での規制廃止後の輸出規制はどうなるか？</p>	麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法等により輸出規制を実施。（No.9）

2. 詳細

【意見 1】

・経済省公表（7.25 附け）

意見	回答
<p>No.26</p> <p>【貨物等省令第2条の2第2項第二号】 イに「培養容器収容装置」を、ロに「培養容器」を追記すべき。</p>	<p>本件内容は、規制内容の運用面での各国の状況も踏まえ、規定させていただいているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
<p>No.27</p> <p>【貨物等省令第2条の2第2項第二号】 使い捨て式製品においては、容量20L以上の培養容器と20L未満の培養容器を取り換えられるタイプのもが存在するが、たまたま20L未満培養容器のみをセットにして輸出する場合でも本号の規制対象に含めるのか、それともその場合は規制をかけず20L以上容器を技術輸出[※]する時点で要許可とするのか、について明記してほしい。</p>	<p>本件内容は、あくまでも20L以上の培養容器を収納可能な収納容器であるかによって該非が異なります。従って、20L以上の培養容器が該当しない場合であっても収納容器のみが該当となる場合があります。</p>

・米満提出意見

<p>【意見】</p> <p>貨物等省令第2条の2第2項第二号に下記3点を御検討願います。</p> <p>① イに「培養容器収容装置」を追記下さい。</p> <p>② ロに「培養容器」を追記下さい。</p> <p>③ 使い捨て式製品においては、容量20L以上の培養容器と20L未満の培養容器を取り換えられるタイプのもが存在します。たまたま20L未満培養容器のみをセットにして輸出する場合でも本号の規制対象に含めるのか、それともその場合は規制をかけず20L以上容器を技術輸出する時点で要許可とするのか、についても明記下さい。</p>
<p>【理由】</p> <p>1)AG 条文（下記）では、発酵槽全般への部分品規制として a)培養容器、b)培養容器の収容装置、制御装置の3つを挙げ、最後に使い捨て式のものも規制対象に含めるという記述スタイルをとっています。</p> <p>従って使い捨て式でないタイプの発酵槽においても、培養容器の収容装置は規制対象であると考えます。同様に、使い捨て式においては、培養容器を規制対象として明記すべきではないかと考えます。</p>

AG 条文

2. Fermenters

Fermenters capable of cultivation of pathogenic micro-organisms or of live cells for the production of pathogenic viruses or toxins, without the propagation of aerosols, having a capacity of 20 litres or greater. Components designed for such fermenters, as follows:

- a) cultivation chambers designed to be sterilized or disinfected in situ;
- b) cultivation chamber holding devices; or
- c) process control units capable of simultaneously monitoring and controlling two or more fermentation system parameters (e.g. temperature, pH, nutrients, agitation, dissolved oxygen, air flow, foam control).

Fermenters include bioreactors (including single-use (disposable) bioreactors), chemostats and continuous-flow systems.

2) 使い捨て式製品のカタログを見たところ、バッグ交換により 20L 以上の容量に対応可能というものがありませんでした。http://sartorius.co.jp/pdf/bio/2013_10/bt31.pdf

この製品において、規制該非に直結するのはバッグすなわち培養容器ですから、条文上も相応の扱いをすべきものと考えます。

3) 上記 2) の製品に 20L 以上級のバッグを付けずに輸出する場合、規制対象にするのかしないのか、両論どちらもそれなりの説得力があります。（「20L 以上級バッグを後日輸出する場面で取り締まれば十分」という考え方も可能なので） 条文上で明記を希望する所です。

・補足

法令改正説明会（8.20 於メルパルクホール）の質疑で確認したところ「10L バッグのみ付けて使い捨て式の本体輸出する場合でも、もし 20L 容器取付可能な構造の本体であれば規制する」とのことでした。判定ミスが出やすいところなので要注意と思います。

【意見2】

・ 経済省公表（7.25 附け）

意見	回答
<p>No.50</p> <p>【貨物等省令第9条第十三号ル】 貨物等省令第9条第十三号ル（二）の規制除外条件に「two dimensional 'marine radar' or 'vessel traffic service' radar であること」という要素を追記する必要はないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、検討し、追記する修正をさせていただきます。</p>

・ 米満提出意見

<p>【意見】 貨物等省令第9条第十三号ル（二）の規制除外条件に「two dimensional 'marine radar' or 'vessel traffic service' radar であること」という要素を追記する必要はありませんか？</p>
<p>【理由】 WA（6.A.8.k.2.）では規制除外条件として細目 a～e（省令の細目 1～5 に相当）に加えて「two dimensional 'marine radar' or 'vessel traffic service' radar であること」も挙げています。</p> <p>Note 6.A.8.k.2. does not apply to two dimensional 'marine radar' or 'vessel traffic service' radar , having all of the following:</p> <ul style="list-style-type: none"> a. "Pulse compression" ratio not exceeding 150; b. Compressed pulse width of greater than 30 ns; c. Single and rotating mechanically scanned antenna; d. Peak output power not exceeding 250 W; and e. Not capable of "frequency hopping".

【意見3】

・経済省公表（7.25 附け）

意見	回答
<p>No.51</p> <p>【貨物等省令第9条第十三号ヲ】</p> <p>貨物等省令第9条第十三号ヲ（一）の規制除外条件「衝突防止用のものであって、航空管制用又は航海用レーダーを除く」は、表現として、本号条文の書きぶりとマッチしていないので、「ここでいう自動目標追尾技術には航空管制システムや海洋レーダーにおける衝突防止機能を含めず」と改めるべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、検討し、追記する修正をさせていただきます。</p>

・米満提出意見

<p>【意見】</p> <p>貨物等省令第9条第十三号ヲ（一）の規制除外条件「衝突防止用のものであって、航空管制用又は航海用レーダーを除く」は、表現として、本号条文の書きぶりとマッチしていないように感じます。</p> <p>「ここでいう自動目標追尾技術には航空管制システムや海洋レーダーにおける衝突防止機能を含めず」と改めたほうが分かりやすいのではないのでしょうか？</p>
<p>【理由】</p> <p>1) ヲ（一）は、貨物の該非に関する「技術の記述」です。従って「衝突防止用のもの」は「衝突防止用の技術」を意味するものと解されます。それが「衝突防止用の技術」である以上、同時に「航空管制用又は航海用レーダー」であることはありえません。当然ながら「そのようなものを除く」ことも不可能です。</p> <p>【改正案】</p> <p>ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの（船舶航行サービスのために用いられる装置又はその部分品を除く。）</p> <p>（一）自動目標追尾の技術であって、次のアンテナビームが通過する時点より先の時点における目標の未来位置を予測することができるもの（衝突防止用のものであって、航空管制用又は航海用レーダーを除く。）</p>
<p>2)WA の関連箇所（6.A.8.1.1 ノート）の訳としても上記意見の変更案は自然ではないかと思えます。</p> <p>6.A.8.1.1. does not apply to conflict alert capability in ATC systems, or 'marine radar'.</p>

【意見4】

・経済省公表（7.25 附け）

意見	回答
<p>No.51</p> <p>【貨物等省令第9条第十三号ヲ】</p> <p>貨物等省令第9条第十三号ヲ（一）の規制除外条件「衝突防止用のものであって、航空管制用又は航海用レーダーを除く」は、表現として、本号条文の書きぶりとはマッチしていないので、「ここでいう自動目標追尾技術には航空管制システムや海洋レーダーにおける衝突防止機能を含めず」と改めるべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、検討し、追記する修正をさせていただきます。</p>

・米満提出意見

<p>【意見】</p> <p>貨物等省令第11条第七号の規制範囲に、従来の「設計した」に「又は改造された」を追加された趣旨は、WAにおける「modified」を反映しようということだと思います、しかしながら他の条項では必ずしも modified が登場するたびに「改造」を1対1対応させているわけではありません。</p> <p>他条項とのバランスを取りつつ表現を考えていただければ幸いです。</p>
<p>【理由】</p> <p>本号に対応する WA の 8.A.2.i には「specially designed or modified」とありますが、このパターンの文言は他にも多数存在し、かつ省令上は単に「設計した」という表現で済ませています。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8.A.2.a Systems, equipment and components, <u>specially designed or modified</u> for submersible vehicles and designed to operate at depths exceeding 1,000 m, as follows: （第11条第四号イ 1,000m を超える推進で使用できるように設計した潜水艇の部分品であって、次のいずれかに該当するもの ・ 8.A.2.b Systems <u>specially designed or modified</u> for the automated control of the motion of submersible vehicles specified by 8.A.1., using navigation data, having closed loop servo-controls and having any of the following: （第11条第四号ロ 潜水艇に使用できるように設計した自動制御装置で…）

【意見5】

・ 経済省公表（7.25 附け）

意見	回答
<p>No.55</p> <p>【貨物等省令第15条第1項第二号】 従来の「設計した」に「若しくは変更された」を追加しているが、他条項とのバランスでは不要ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、検討し、追記する修正をさせていただきます。</p>

・ 米満提出意見

<p>【意見】</p> <p>貨物等省令第15条第1項第二号の規制範囲に、従来の「設計した」に「若しくは変更された」を追加された趣旨は、NSGにおける「modified」を反映しようということだと思います、しかしながら他の条項では必ずしも modified が登場するたびに「変更」を1対1対応させているわけではありません。</p> <p>他条項とのバランスを取りつつ表現を考えていただければ幸いです。</p>
<p>【理由】</p> <p>本号に対応する NSG パート2の 2.D.2 には「specially designed or modified」とありますが、このパターンの文言は他にも多数存在し、かつ省令上は単に「設計した」という表現で済ませています。例えば、今回の改正箇所においても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MTCR の 2.D.2. "Software" specially <u>designed or modified</u> for the "use" of "production facilities" specified in 2.B.1. <ul style="list-style-type: none"> （第16条第1項第一号 500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるロケット若しくは第三条第二号ロに該当する貨物の製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）、試験装置若しくはこれらの部分品若しくは同号イ（二）、（三）若しくはロ（四）から（六）までのいずれかに該当する貨物を使用するために設計した…） ・ WA の 5.D.1. "Software" as follows: <ul style="list-style-type: none"> a. "Software" specially <u>designed or modified</u> for the "development", "production" or "use" of equipment, functions or features, specified by 5.A.1.:: <ul style="list-style-type: none"> （第21条第1項 第六号 第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム、第八号 第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム（プログラムを除く。））

【意見 6】

・ 経済省公表（7.25 附け）

意見	回答
<p>No.8</p> <p>【輸出令別表第 2】</p> <p>「ロッテルダム条約対象物質との整合性の確保」と個々の改正措置の関係が難しく理解できない。わかりやすい資料の公開を希望する。</p>	<p>御指摘を踏まえ、今後検討させていただきます。</p>

・ 米満提出意見

<p>【意見】</p> <p>「ロッテルダム条約対象物質との整合性の確保」と個々の改正措置の関係が難しく中々理解できません。実施に当たっては、分かりやすい説明資料の公開を希望します</p>
<p>【理由】</p> <p>御参考まで、私の悩んだ過程を記します。</p> <p>1) 輸出令別表第 2 の 35 の 3 項改正案</p> <p>(五) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる物（（一）に掲げるものを除き、<u>同号に掲げる物にあつては経済産業大臣が告示で定めるものに限る。</u>）</p> <p>2) 労衛法施行令 16 条九号の物質は次の通り</p> <p>第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p> <p>※なお上記で言及された各号の規制物質を含有量閾値で整理すると 1%のものは</p> <ul style="list-style-type: none">二 ベンジジン及びその塩三 四一アミノジフェニル及びその塩五 四一ニトロジフェニル及びその塩六 ビス（クロロメチル）エーテル七 ベーターナフチルアミン及びその塩 <p>含有量閾値が 1%のものは</p> <ul style="list-style-type: none">四 石綿

3) 告示の内容

令別表第二の三五の三の項（五）に掲げる貨物であって、次のイ、ロ若しくはニからへまでに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又はハに掲げる物をその重量の〇・パーセントを超えて含有する製剤及びそれらの物の混合物

含有量閾値で整理すると、1%のものは

- イ ベンジジン及びその塩
- ロ 四一アミノジフェニル及びその塩
- ニ 四一ニトロジフェニル及びその塩
- ホ ビス（クロロメチル）エーテル
- へ ベーターナフチルアミン及びその塩

含有量閾値が1%のものは

- ハ 石綿

4) 「告示で定めるもの」と「労衛法施行令 16 条九号の物質」の違いが見つかりません。（敢えて言えば、告示で「それらの混合物」を挙げているのが「違い」ではありますが）つまり「告示で定めるものに限る」ことによって、規制範囲に差が生ずるようには見えないのです。

5) 告示二号で列挙された中には、石綿以外にロッテルダム条約規制物質が存在しないように思えます。また別表第 2 の 35 の 3 項(5)は、告示改正をまつまでもなく、現行規定においても「(1)に掲げるものを除く」ことになっておりますから、ロッテルダム条約品は対象外です。従って今回の改正と「ロッテルダム条約との整合性確保」との間に関連性があるようにも思えなかったのです。

【意見7】

・経済省公表（7.25 附け）

意見	回答
<p>No.9</p> <p>【輸出令別表第2の42の項】</p> <p>現行42項該当品の輸出は、「麻薬等の規制を国内他法令に一元化する観点から輸出令別表第2の42の項の対象品目を削除」後も、規制対象であり続けるものと理解している。具体的にどのような法令でどのように規制されるのか。分かりやすい説明資料の公開を希望する。</p>	<p>輸出令の改正後においては、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法等により輸出規制を実施しております。これらの具体的な規制の内容については、厚生労働省にお問い合わせください。</p>

・米満提出意見

<p>【意見】</p> <p>現行42項該当品の輸出は、「麻薬等の規制を国内他法令に一元化する観点から輸出令別表第2の42の項の対象品目を削除」後も、規制対象であり続けるものと理解しています。では具体的にどのような法令でどのように規制されるのでしょうか？ 分かりやすい説明資料の公開を希望します。</p>
<p>【理由】</p> <p>1)実際に麻薬類を輸出する機会は極めて稀と思われませんが、社内講習会などでは「一元化の具体的内容」の説明を求められる可能性が高いので御教示を希望する次第です。</p> <p>2)外為法以外での麻薬規制と申しますと、関税法69条の2の第1項第一号を連想致します。もともと関税法との重複規制が問題というなら、同第三号の特許権侵害貨物規制（輸出令別表第2では44項が対応）もあるわけですが、こちらは輸出令規制を存続させるようです。ということは今回規制重複を意識された相手は関税法ではなかったと理解すべきなのでしょうか？ この点も含めての絵解きを期待しております。</p>

・補足

現行の別表第2の42項規制品の輸出が、他法令（麻薬及び向精神薬取締法 etc.）でどのように規制されているか、現時点（9月5日）で分かっている範囲のまとめです。

別表第2の42項	
麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬*1及び同条第六号に規定する向精神薬*2並びにこれらの用具*3、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条に規定する大麻*4及びその用具*5、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん*6及びその用具*7並びに同条第三号に規定するけしがら*8並びに覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤*9及びその用具*10並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料*11	
*1 麻薬	定義は麻薬及び向精神薬取締法別表第1。 輸出規制は同法17条及び18条
*2 向精神薬	定義は麻薬及び向精神薬取締法別表第3。 輸出規制は同法50条の11、50条の12.
*3 麻薬・向精神薬の用具	？
*4 大麻	輸出規制は大麻取締法4条一号。
*5 大麻の用具	？
*6 あへん	定義はあへん法3条二号。 輸出規制は同法6条1項。
*7 あへんの用具	？
*8 けしがら	輸出規制はあへん法6条2項。
*9 覚醒剤	輸出規制は覚醒剤取締法13条。
*10 覚醒剤用具	36条の6第2項
*11 覚醒剤原料	輸出規制は覚醒剤取締法30条の6。